

国立大学法人群馬大学医学部附属病院医員(大学院生)診療従事実施要項

平成 22. 3. 9 制定

改正 平成 24. 3. 1 平成 24. 4. 1

平成 31. 4. 1

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学大学院医学系研究科(以下「本研究科」という。)に在学する学生に対し、教育的配慮の下に医学部附属病院(以下「本院」という。)の診療業務を行わせる場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2 第1の診療業務を行う者の名称は、医員(大学院生)とする。

(職務内容)

第3 医員(大学院生)は、本院において医師及び歯科医師として診療業務に従事する。

(身 分)

第4 医員(大学院生)は、パート教職員とする。

(採用等)

第5 医員(大学院生)として採用できる者は、本研究科に在学する学生とする。ただし、国費外国人留学生、日本学術振興会特別研究員(DC)である学生は、原則として除くものとする。

2 医員(大学院生)候補者の選考は、本院の診療科長及び中央診療施設等の部長等の推薦に基づき、病院長が行う。

3 医員(大学院生)は、1週間当たり8時間を限度とし雇用とする。また、宿直・日直をさせる場合は、1月当たり2回を限度とし、宿日直の場合は1回とする。

4 医員(大学院生)が受ける研究指導、授業等に支障が生じないように配慮しなければならない。

5 ティーチング・アシスタント又はリサーチ・アシスタントである者を医員(大学院生)に採用する場合は、ティーチング・アシスタントの教育補助業務等又はリサーチ・アシスタントの研究補助業務等に支障を及ぼすことがないように配慮するとともに、勤務形態の明確化、労働時間の適正管理に留意しなければならない。なお、この場合の1週間当たりの労働時間は、合計して19時間以内とする。

(給 与)

第6 医員(大学院生)の1時間当たりの給与は、1,875円とする。

2 医員(大学院生)が宿日直をした場合は、宿日直手当を支給する。また、宿日直中に診療行為を行った場合は、超過勤務手当を支給する。

(雑 則)

第7 この要項に定めるもののほか、医員(大学院生)に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 24 年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成 31 年4月1日から施行する。